

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		外 -	外 -
		3,058	228,647,319
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		148	2,972,026
債 務 控 除 額		1,697	10,134,494
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		425	1,534,023
課 税 価 格		3,077	223,018,875
相 続 税 額	算 出 税 額	3,022	36,850,618
	2 割 加 算 額	256	243,722
	計	実 3,022	37,094,340
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	150	51,997
	配 偶 者	502	9,768,451
	未 成 年 者	30	8,072
	障 害 者	100	110,266
	相 次 相 続	88	89,757
	外 国 税 額	-	-
	計	実 829	10,028,543
差 引 税 額	2,614	27,065,798	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	41	93,988	
小 計	2,608	26,971,810	
農 地 等 納 税 猶 予 額	5	332,880	
株 式 等 納 税 猶 予 額	5	124,205	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,608	26,555,391
	還 付 税 額	21	40,666
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,088	86,250,000	

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成21年分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平成22年分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954
平成23年分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	2,545	24,697,995	17	35,515	1,043
平成24年分	2,910	188,439,007	25,811,871	6,790,312	2,463	18,592,047	14	43,312	1,043
平成25年分	3,077	223,018,875	37,094,340	10,028,543	2,608	26,555,391	21	40,666	1,088

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
札幌中	60	3,376,503	52	267,645	21
札幌北	366	28,198,821	300	3,427,334	127
札幌南	428	37,264,207	354	7,002,774	149
札幌西	434	30,754,758	377	2,956,839	160
札幌東	215	14,413,960	184	1,623,643	73
函館	214	18,152,175	186	2,449,742	74
小樽	58	3,016,483	46	129,394	20
旭川中	90	5,849,976	76	619,791	32
旭川東	140	9,148,723	117	1,116,143	50
室蘭	92	8,431,303	81	1,180,670	30
釧路	85	5,112,032	74	477,973	32
帯広	215	19,571,509	180	2,540,603	73
北見	90	4,764,563	76	356,100	34
岩見沢	43	2,703,031	36	120,650	18
網走	53	2,870,986	47	295,004	15
留萌	11	1,201,277	8	108,106	5
苫小牧	108	7,236,978	97	581,913	42
稚内	29	2,291,879	25	196,047	11
紋別	38	1,903,726	34	80,588	16
名寄	29	1,657,456	22	99,053	9
根室	62	2,781,124	47	161,628	18
滝川	51	3,390,233	46	241,657	18
深川	13	1,054,375	9	68,045	6
富良野	24	1,392,659	20	59,729	9
八雲	14	628,274	13	17,819	6
江差	11	485,740	10	8,953	5
倶知安	18	819,924	16	22,170	8
余市	13	391,867	11	5,279	4
浦河	41	2,697,932	35	190,151	14
十勝池田	32	1,456,401	29	149,953	9
合計	3,077	223,018,875	2,608	26,555,391	1,088

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,078	千円 222,289,928	人 2,610	千円 26,469,838	人 1,088
	修正申告による増差額	51	818,391	58	93,952	30
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	14 △	89,444	19 △	8,400	12
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,077	223,018,875	実 2,608	26,555,391	実 1,088
過 年 分	申 告 額	124	4,982,738	110	299,949	57
	修正申告による増差額	576	4,384,213	758	1,048,700	334
	更正による増差額	5	24,861	7	5,137	2
	更正等による減差額	110 △	722,663	147 △	215,091	81
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 809	8,669,149	実 1,015	1,138,695	実 412
合 計	申 告 額	3,202	227,272,666	2,720	26,769,787	1,145
	修正申告による増差額	627	5,202,604	816	1,142,653	364
	更正による増差額	5	24,861	7	5,137	2
	更正等による減差額	124 △	812,107	166 △	223,490	93
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,886	231,688,024	実 3,623	27,694,086	実 1,500

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 22	千円 6,117	人 -	千円 -
過 年 分	564	91,235	95	20,841	26	35,372
合 計	564	91,235	117	26,958	26	35,372

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	288	24,213,496	886,111	202,710	382,363	661
1 億円超	514	70,758,250	918,670	652,402	3,235,699	1,550
2 "	156	37,666,787	530,204	203,047	3,472,949	538
3 "	81	30,751,442	442,381	222,395	4,165,554	277
5 "	20	11,614,494	63,209	94,813	1,894,553	68
7 "	12	9,511,844	12,555	-	2,078,409	38
10 "	11	13,502,094	27,200	111,537	4,159,060	31
20 "	2	4,179,446	-	21,600	1,057,815	7
30 "	2	8,067,781	72,696	-	1,649,394	9
50 "	2	12,024,294	19,000	21,519	4,374,042	6
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,088	222,289,928	2,972,026	1,530,023	26,469,838	3,185

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	1	61	111	82	33	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	52	136	164	97	42	11	3	5	1	-	-
2 "	-	11	32	56	30	11	8	4	-	1	-	3
3 "	-	2	16	25	27	6	5	-	-	-	-	-
5 "	-	-	1	11	7	1	-	-	-	-	-	-
7 "	-	-	3	4	5	-	-	-	-	-	-	-
10 "	-	2	3	2	3	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
50 "	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	129	302	345	204	63	24	7	5	2	-	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	49	568,029
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	165	5,409,246
	宅地（借地権を含む。）	964	45,284,918
	山林	157	436,104
	その他の土地	284	3,417,172
	計	実 986	55,115,469
家屋、構築物		936	11,964,006
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	120	334,840
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	23	46,986
	売掛金	41	148,328
	その他の財産	64	555,385
	計	実 158	1,085,538
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	241	13,461,976
	同上以外の株式及び出資	640	13,584,868
	公債及び社債	222	4,799,952
	投資・貸付信託受益証券	298	8,677,681
	計	実 831	40,524,476
現金、預貯金等		1,082	82,053,970
家庭用財産		681	342,950
その他の財産	生命保険金等	372	14,656,830
	退職手当金等	111	4,365,183
	立木	60	61,874
	その他	909	17,708,042
	計	実 961	36,791,928
合計		実 1,088	227,878,338
相続時精算課税適用財産価額		97	2,972,026
債務等	債務	942	7,938,472
	葬式費用	1,010	2,151,989
	計	実 1,063	10,090,460
差引純資産価額		1,088	220,759,905
暦年課税分贈与財産価額		225	1,530,023
課税価格		1,088	222,289,928

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。